

役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人梨雲福祉会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員等とは、役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等及び非常勤役員等の全ての役員等の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員等の職務の遂行に当たって、交通費、旅費を要する場合は、当該交通費、旅費の実費を支給することができる。

2 役員等が職務の遂行に当たって、その他の費用を要する場合は、当該費用の実費を支給することができる。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。